（飼料安全・薬事室及び水産安全室並びに飼料安全専門官、動物医薬品安全専門官、水産安全専門官、水産衛生検査企画官及び国際水産防疫専門官）

第二十二条　畜水産安全管理課に、飼料安全・薬事室及び水産安全室並びに飼料安全専門官三人、動物医薬品安全専門官二人、水産安全専門官一人、水産衛生検査企画官一人及び国際水産防疫専門官一人を置く。

2～10　（略）

（ブランド・地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官、知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第三十条　知的財産課に、ブランド・地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官一人、知的財産専門官二人、知的財産デジタル専門官一人、地理的表示審査官五人、審査官十七人、総括審査官二人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

2　ブランド・地理的表示保護推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務のうちブランドに係るものに関すること。

二　特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

3　ブランド・地理的表示保護推進室に、室長を置く。

4～14　（略）

（地質官、リスク対策調査官、環境保全官及び鳥獣対策専門官）

第二百十五条　（略）

2～4　（略）

5　第一項に規定するもののほか、東北農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局の農村振興部農村環境課に、それぞれ鳥獣対策専門官一人を置く。

6　（略）

（北奥羽土地改良調査管理事務所）

第二百六十七条　（略）

2・3　（略）

4　北奥羽土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、技術調整官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課

5～13　（略）

14　権利保全対策官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

15・16　（略）

（飼料安全・薬事室及び水産安全室並びに飼料安全専門官、動物医薬品安全専門官、水産安全専門官、水産衛生検査企画官及び国際水産防疫専門官）

第二十二条　畜水産安全管理課に、飼料安全・薬事室及び水産安全室並びに飼料安全専門官二人、動物医薬品安全専門官二人、水産安全専門官一人、水産衛生検査企画官一人及び国際水産防疫専門官一人を置く。

2～10　（略）

（地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官、知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第三十条　知的財産課に、地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官一人、知的財産専門官二人、知的財産デジタル専門官一人、地理的表示審査官五人、審査官十七人、総括審査官二人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

2　地理的表示保護推進室は、特定農林水産物等の名称の保護に関する事務をつかさどる。

（新設）

3　地理的表示保護推進室に、室長を置く。

4～14　（略）

（地質官、リスク対策調査官、環境保全官及び鳥獣対策専門官）

第二百十五条　（略）

2～4　（略）

5　第一項に規定するもののほか、中国四国農政局及び九州農政局の農村振興部農村環境課に、それぞれ鳥獣対策専門官一人を置く。

6　（略）

（北奥羽土地改良調査管理事務所）

第二百六十七条　（略）

2・3　（略）

4　北奥羽土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、技術調整官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課

5～13　（略）

（新設）

14・15　（略）